

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の候補区域について

1 経緯

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による大規模な土石流災害の発生などを受け、令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行された。これまでは、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい土地を宅地造成工事規制区域（以下「旧規制区域」という。）に指定し、一定規模以上の盛土等を行う工事について許可を必要とする規制を行っていた。今後は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）を新たに指定し、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制を行うことになる。

法施行日から2年間又は規制区域の指定までの間は、旧規制区域の効力を引き続き維持する経過措置期間が設けられており、本市においては、その期間内に地形や人家等に関する基礎調査及び規制区域の指定等を行うこととし、作業を実施した。令和6年3月に基礎調査が終了し、規制区域の候補区域（以下「候補区域」という。）を定めたことから、広く市民等に周知するためホームページ等において公表する。

2 規制区域の種類

（1）宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域

（2）特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域

3 候補区域

旭川市全域 74,766ヘクタール

【内訳】宅地造成等工事規制区域 31,262ヘクタール

特定盛土等規制区域 43,504ヘクタール

（旧規制区域 608ヘクタール）

4 候補区域の位置

「宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域図」のとおり

5 市民及び関係事業者への影響

（1）一定規模の切盛土や一時的な土石の堆積を行う場合、届出の提出や許可の申請が必要。

（2）盛土等が行われた土地の所有者等は常時安全な状態に維持する責務が生じる。

※規制区域に指定されても建物の建築や土地の造成を妨げるものではなく、不動産取引や資産価値に影響を及ぼす規制ではない。

6 今後の予定

本総務常任委員会終了後

候補区域の公表

令和7年2月4日、18日、25日

市民及び関係事業者への説明会

令和7年4月1日

規制区域の指定及び法令の運用開始